

令和4年3月10日
教育委員会

春季休業期間中の教育活動等の取扱いについて

1 基本的な考え方

春季休業期間中については、3月21日をもってまん延防止等重点措置の適用が終了することを前提としつつ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染防止対策を徹底しながら、教育活動を行う。

※まん延防止等重点措置期間がさらに延長される場合は、現状の対応を継続する。

2 方針

- ①教育活動（部活動を含む）については、感染防止対策を行いながら以下のとおり実施する。
 - ・県外における活動については、他府県における感染状況、県外活動中に感染者が確認された場合の対応等を十分に確認のうえ、人数、時期、場所等を慎重に見極めて実施する。
 - ・合宿を含め宿泊をともなう活動は、感染防止対策の取られている施設を活用する（学校での宿泊は行わない）。
 - ・児童生徒・教職員以外の参加については、必要最小限とする。
- ②教職員に対して、3回目のワクチン接種を呼びかける。児童生徒・保護者に対しては、国や兵庫県が作成している動画等を参考にするよう呼びかける。

3 新年度に向けての準備

- ・感染防止対策を取りながらの教育活動として、その内容を検討する。
- ・これまでの教育活動の制限に伴う学習への影響を確認できるような工夫を検討する。
- ・次の波に備え、ICTの活用を含め家庭における学習支援の在り方を再確認する。
- ・教職員に対して、児童生徒の心のケアに十分留意するよう周知する。
- ・教職員に対して、自身の心のケアを含む健康管理に留意するよう呼びかける。